

加えて、本件施設の前身である戦前の至聖廟や明倫堂は、国や沖縄県によって社寺に類する施設としての扱いを受けており（前記1(1)）、また、戦後に再建された旧至聖廟から本件施設への移転に当たっては、補助参加人により、遷座御願や遷座式が行われているのであり、こうした遷座式等の内容・態様やその補助参加人における位置づけ（前記1(3)ウ）等からすれば、これらが沖縄の文化・風習にのっとったものであり、施設の公開や地域親睦を図るという世俗的な側面があることを踏まえても、本件施設は、社寺に類する信仰や参拝の対象としての性格を引き継ぐ施設であるということができるものである。

以上のように、本件施設は、社寺に類する施設としての性格を引き継ぎ、現在も社会的儀礼にとどまらない参拝を受ける施設である上、本件施設全体が一体として、宗教的行事といえる釋奠祭禮を実施するための施設ということができるるのであるから、儒教一般についての宗教該当性の結論いかんにかかわらず、宗教的性格を色濃く有する施設であるというほかない。

イ 本件設置許可等（都市公園の無償提供行為）がされるに至った経緯

前記1(4)のとおり、本件施設は、平成11年に那覇市において策定された那覇西地域のまちづくりの基本方針や、平成15年に那覇市において策定された松山公園の整備理念及び整備方針に沿う主要な施設として位置づけられ、平成17年に都市計画法に基づく都市計画事業として事業認可を受けた松山公園の整備事業の一環として、補助参加人からの申請を受けて、都市公園法上の教養施設（体験学習施設）として、平成23年に3年間の公園施設設置許可及び使用料免除がされ、さらに平成26年に、上記設置許可及び使用料免除の期間が3年間更新（本件設置許可等）されるに至ったものである。前記アのとおり、本件施設が歴史的・文化財的な価値を有し、観光資源や地域の親睦・学習の場としての社会的な意義を有する施設であることも踏まえると、本件設置許可等のそもそもの目的が、世俗的、

公共的なものであったこと自体は明らかである。

しかしながら、前記1(4)のとおり、本件施設の設置は、旧至聖廟を久米の地に移転してゆかりの地に回帰したいという補助参加人の要請活動を受け入れる形でされたものである。また、那覇市における松山公園周辺土地利用計画案やその作成業務に係る委員会や作業部会の議論等においては、

「コンセプトで「儒教的精神」が出すぎていることが気になります。」「儒学をコンセプトに持ってこられると那覇市として困る」「いくら宗教ではないと主張しても、宗教に限りなく近い。」といった懸念や、「オープンにする必要はあると思いますが。」「門は造ってもいいのですが、仕切ることに対しては抵抗があります。」「現在の孔子廟は関係者しか入れないような印象がある。」といった、本件施設が、一般に公開された歴史的・文化的施設ではなく、特定の者の利用に供される宗教的施設としての性格を帯びることに対する懸念が示されていた。さらに、平成15年に上記委員会や作業部会等での議論を踏まえて策定された松山公園周辺土地利用計画案においては、本件施設は、あくまで開放的な孔子廟の歴史公園風イメージとしてデザインされており、しかも、大成殿は、「公的施設としての性格について議論を呼ぶ可能性があり」、「特殊施設である大成殿・歴史交流会館（明倫堂）等は、公園施設に該当しないため、公園区域内に配置できない」ため、補助参加人所有の土地と換地をするなどして「私有地内に配置することが考えられる」などと整理されていた。それにもかかわらず、平成17年

年の事業認可後に、地域との意見交換や補助参加人との調整等を踏まえ、平成23年までには、宗教的施設ではないかとの那覇市側の意見や疑問を抑え、補助参加人側の当初からの意見が通る形で、上記計画案のような開放的な配置ではなく、現状のとおり、松山公園内の他の部分とは仕切られた配置で至聖門を含めた設計に変更され、しかも、大成殿も含めた本件施設全部について、公園施設として、那覇市の設置する都市公園への設置許

可及び使用料全額免除がされるに至ったものである。

そうすると、こうした議論の経過を当然に認識していた那覇市としては、本件施設が宗教的性格を色濃く有する施設であり、そのような施設に松山公園の一部を無償で提供することになることを認識していたものであるから、本件設置許可等の目的には、積極的なものではないにせよ、宗教的意義も含まれていたといわざるを得ない。
5

ウ 松山公園の無償提供の態様等

本件施設を所有し、維持管理し、釋奠祭禮を実施している補助参加人は、宗教法人ではなく、久米三十六姓の歴史研究や論語を中心とする東洋文化の普及等の世俗的活動を行うことを、その定款上の目的に掲げている（前記1(2)）。もっとも、ここでいう東洋文化とは、「孔子の教え（中略）の実践を中心とする精神文化」とされており、なお、補助参加人の前身である崇聖会は、より直截に「儒教の普及」を目的として結成されていた。そして、補助参加人は、宗教的性格を色濃く有する本件施設の設置の要請活動を行い、本件施設の設置を実現し（前記1(4)）、また、宗教的行事といえる釋奠祭禮の挙行を定款上の事業として挙げた上、理事長を筆頭（祭主）とする釋奠祭禮運営委員会（実行委員会）を組織してこれを執り行っており、本件施設の運営管理及び釋奠祭禮の挙行を補助参加人の「事業の核」と位置付けていて、実際に、補助参加人の会報誌においては本件施設の建設や釋奠祭禮について大きく取り上げているほか、事業計画においても、釋奠祭禮の充実強化を謳っている（前記1(2)(3)）。なお、補助参加人は、道教の神や商売繁盛の神、航海安全の守護神等を祀り、多数の参拝者が訪れる天尊廟・天妃宮の維持管理と公開に関する事業（例祭等の執行を含む。）も行っている（前記1(2)）。こうした本件施設及び行事の宗教性の程度並びに補助参加人の定款の定め及び実際の事業の内容等に照らすと、補助参加人は、本件施設等において宗教的行事を行うことを主たる目的とする団体
10
15
20
25

であると評価すべきであり、憲法89条の「宗教上の組織若しくは団体」及び憲法20条1項後段の「宗教団体」に該当するというべきである。

補助参加人は、儒学が宗教でないこと、補助参加人が宗教法人であったことがなく、構成員も、信仰・宗教と関係なく結集され、定款上の目的も世俗的であり、設立の目的も、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とするとはいえないなどと主張するが、信仰の対象が排他的でないとしても必ずしも宗教性が否定されるものではなく、前記説示に照らすと、補助参加人の上記主張は採用することができない。
5

そして、本件設置許可等によって補助参加人が松山公園を占用することとなる面積は、1335m²と相応に広く、しかもこれが、何らの対価を收受することなく補助参加人に提供されている（以下、この状態を「松山公園の無償提供状態」という。）というのであるから、その直接の効果として、補助参加人等が本件施設を利用した宗教的活動を行うことを容易にしているといえるものである。松山公園の無償提供状態は、補助参加人等の関係団体からの要請に応じる形で実現されたものであって、例えば、宗教的施設が公有地を無償で使用している状態が、社寺上知（上地）や寄附等により形成されたなどの、一面においてやむなき理由や経緯によるものである場合等とは異なり、現時点において、直ちに松山公園の無償提供状態を解消することとしても、補助参加人等の信教の自由を不当に侵害するものともいい難い。
10
15
20

エ その他一般人の評価等

前記1(5)のとおり、原告は、本件施設のうちの大成殿は宗教施設であると感じており、那覇市における松山公園周辺土地利用計画案及びその作成業務に係る委員会や作業部会での議論等においても、本件施設が宗教的施設ではないかとの意見や懸念が示されていた。なお、松山公園について「旧
25

久米村を象徴する歴史的景観を有する都市公園として整備」することに関しては、補助参加人のみならず、周辺自治会及び周辺の公立学校も連名で那覇市に対して要請書を提出しているが(前記1(4)),要請書の内容(乙3,丙14)からして、本件施設のような本格的な(歴史公園風イメージではない)施設を、敷地を無償で提供して設置することまでを要望したものとみることはできない。加えて、補助参加人は、その正会員が久米三十六姓の末裔に限定されており、そのために沖縄県公益認定等審議会において公益認定を受けられない見込みとなり、公益社団法人の認定申請を取り下げている上(前記1(2)),本件施設内には補助参加人の関係者以外には非公開の施設も存するなど、補助参加人や、その所有し維持管理する本件施設は、本件施設の公共的・社会的意義や、本件設置許可等の目的の世俗的・公共的側面とは相容れない閉鎖性を有しているといえる。

これらを併せ考慮すると、松山公園の無償提供状態は、補助参加人等による本件施設を利用した宗教的活動を容易にするものであって、儒教一般の宗教該当性についての結論いかんにかかわらず、一般人の目から見て、那覇市が補助参加人の活動に係る特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものである。

オ 本件設置許可と本件免除の関係

もっとも、以上の説示から明らかなとおり、松山公園の無償提供状態が、補助参加人等による本件施設を利用した宗教的活動を容易にする強い効果を有する上、一般人の目から見ても、那覇市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、援助していると評価されてもやむを得ないとされる根拠は、本件施設による松山公園の占用が、無償で許可されているという点にある。本件設置許可及び本件免除は、異なる法的根拠に基づく別個の行政行為であるところ、本件施設は、宗教的性格とともに、歴史・文化の保存や観光振興等の目的及び効果を有する面も併有していることは前記認定説示のと